

# 平成 27 年度 区市町村における若者の自立等支援体制整備事業補助金交付要綱

26 青総青第 1262 号

平成 27 年 3 月 11 日決定

## (目的)

第 1 この要綱は、区市町村が実施する若者の自立等支援体制整備事業に対して東京都が交付する「区市町村における若者の自立等支援体制整備事業補助金（以下「補助金」という。）」に関して必要な事項を定め、区市町村において社会生活を円滑に営む上での困難を有するひきこもり等の状態にある若者等に対して、相談等を受け付けて、継続的に支援する体制の整備を推進することを目的とする。

## (通則)

第 2 補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第 3 この要綱において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「ひきこもり等の状態にある若者」とは、さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われた状態等にある義務教育終了後の 15 歳から概ね 34 歳までの者をいう。
- (2) 「ひきこもり等の若者支援プログラム」とは、ひきこもり等の状態にある若者に対する効果的な支援策について、東京都が作成したものをいう。
- (3) 「東京都若者社会参加応援事業登録団体（以下「登録団体」という。）」とは、「ひきこもり等の若者支援プログラム」による支援を適正かつ継続的に実施することができる支援団体として東京都が評価し、東京都ひきこもり等の若者支援プログラム事業登録制度に登録した支援事業を実施する特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人その他の公益的事業を実施する営利を目的としない法人のことをいう。

## (交付対象事業)

第 4 この補助金は、平成 27 年度中において、区市町村の子供家庭、教育、青少年、就労支援、精神保健、生活福祉等の関係部署が、ひきこもり等の状態にある若者やその家族からの相談を受け付ける体制を整備する事業を、新規に又は既存事業を拡充して実施する場合に交付するものとする。なお、事業を実施する際には、以下の点に留意すること。

- (1) 交付対象となった事業は、補助を実施した年度以降も、継続して相談を受け付けるものであることを前提とする。

- (2) 区市町村が委託等により相談体制を整備する際には、登録団体への委託等により実施することを推奨する。
- (3) 区市町村において、子供家庭、教育、青少年、就労支援、精神保健、生活福祉等の関係部署及び登録団体等の関係機関・関係団体等が、ひきこもり等の状態にある若者等を対象とする相談及び支援等に資する連携の仕組み（既存の連携会議等の活用を含む。）を構築するように努めること。
- (4) 東京都が年1回程度実施する情報交換会等において、事業の実施状況や課題等の発表を行い、事業の成果を他の区市町村に還元すること。

#### (補助対象経費及び補助金の交付額)

第5 この補助金の対象は、区市町村が第4に掲げる事業を実施するために必要となる経費のうち、知事が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができる経費であって、区市町村の職員の給料等に相当するものを除く経費とする。

2 次に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 既に実施している事業について、単に当該区市町村等の負担を軽減するための事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- (3) 居場所（フリースペース）の運営や社会体験活動の実施等に関する事業

3 区市町村は、第4に掲げる事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。

4 補助基準額は、1自治体当たり4,000千円とし、予算の範囲内で交付する。

5 補助率は2分の1以内とし、1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6 4及び5で算出した補助額が予算額を超える場合には、調整を行うことがある。

#### (交付対象選定)

第6 補助金の交付を受けようとする区市町村は、様式第1に従って事業計画を策定し、別途定める方法により知事に提出しなければならない。

2 知事は、第6の1により提出を受けた事業計画の中から、法令、規則、本要綱、予算及び補助金の交付目的等に照らして適当なものを選定し、法令、規則、本要綱、予算及び補助金の交付目的を達成するため必要があるときは条件を付して、様式第2により区市町村に選定の結果を通知するものとする。

3 第6の2に規定する選定の結果の通知を条件付で受けた区市町村は、速やかに様式第3に従って事業計画を変更して知事に提出し、知事から承認を受けなければならない。

#### (交付申請)

第7 第6に規定する選定の結果の通知を受け、補助金の交付を受けようとする区市町村は、

補助金交付申請書（様式第4）に必要な書類を添えて、別途定める方法により知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第8 第7に規定する補助金交付申請書の提出を受けた知事は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 知事は、第8の1の交付決定又は不交付決定を行ったときは、決定通知書（様式第5）により区市町村に交付申請の結果を通知するものとする。
- 3 法令、規則、本要綱、予算及び補助金の交付目的を達成するため必要があるときは条件を付するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9 第8に規定する補助金交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に対して不服があること等により補助金の交付申請を取り下げようとする区市町村は、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（事業計画の変更）

第10 第8に規定する交付決定を受けて補助金の交付を受ける区市町村が、第6に規定する事業計画を変更しようとする場合は、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第6）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 第10の1に規定する事業計画変更承認申請書の提出を受けた知事は、承認の可否決定を行い、必要に応じて第8に規定する補助金交付決定通知書の内容又はこれに付された条件を変更し、法令、規則、本要綱、予算及び補助金の交付目的を達成するため必要があるときは新たに条件を付して、区市町村に承認申請の結果を通知するものとする。
- 3 第10の2に規定する承認申請の結果の通知を受け、知事が付した条件に基づき事業計画を変更する場合の手続きは、第6の3の規定に準じて行うものとする。

（事業計画の中止又は廃止）

第11 第8に規定する交付決定を受けて補助金の交付を受ける区市町村が、第6に規定する事業計画又は第10に規定する変更の手続きを経た事業計画を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ事業計画中止・廃止承認申請書（様式第7）に必要な書類を添えて知事に提出し、知事から承認（条件付承認を含む。）を受けなければならない。

（事業計画の遅延等）

第12 第8に規定する交付決定を受けて補助金の交付を受ける区市町村は、第6に規定する事業計画又は第10に規定する変更の手続きを経た事業計画が予定の期間内に完了するこ

とができないと見込まれる場合は、速やかに事業計画遅延等報告書（様式第8）に必要な書類を添えて知事に提出し、知事から指示を受けなければならない。

- 2 第8に規定する交付決定を受けて補助金の交付を受ける区市町村において、第6に規定する事業計画又は第10に規定する変更の手続きを経た事業計画の遂行が困難となった場合の手続きは、第12の1の規定に準じて行うものとする。

#### （状況報告）

第13 法令、規則、本要綱、予算及び補助金の交付目的を達成するため、第8に規定する交付決定を受けて補助金の交付を受ける区市町村は、第6に規定する事業計画又は第10に規定する変更の手続きを経た事業計画の遂行状況等について、知事から要求があった場合は、速やかに報告を行わなければならない。

- 2 法令、規則、本要綱、予算及び補助金の交付目的を達成するため、第6に規定する事業計画又は第10に規定する変更の手続きを経た事業計画の遂行状況等について、知事は東京都職員をして、必要に応じて現地調査等を行うことができる。
- 3 知事は、第13の1に規定する報告又は第13の2に規定する現地調査等の結果、第6に規定する事業計画又は第10に規定する変更の手続きを経た事業計画が、第8に規定する交付決定に付された条件又は第10に規定する変更の手続きを経た交付決定に付された条件に従って遂行されていないと認める場合は、期限を定めて、区市町村に是正を求めるものとする。
- 4 第13の3に規定する場合において、定められた期限までに是正がない場合は、知事は事業計画の遂行の一部停止を区市町村に命じることができる。

#### （実績報告）

第14 第8に規定する交付決定を受けて補助金の交付を受ける区市町村は、第6に規定する事業計画又は第10に規定する変更の手続きを経た事業計画を完了したときは、事業計画実績報告書（様式第9）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

- 第15 第14に規定する事業計画実績報告書の提出を受けた知事は、必要に応じて東京都職員をして現地調査等を行い、その内容を審査するものとする。
- 2 知事は、第15の1に規定する審査の結果、第6に規定する事業計画又は第10に規定する変更の手続きを経た事業計画及び、第8に規定する交付決定に付された条件又は第10に規定する変更の手続きを経た交付決定に付された条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10により区市町村に通知するものとする。
- 3 知事は、第15の1に規定する審査の結果、第6に規定する事業計画又は第10に規定する変更の手続きを経た事業計画及び、第8に規定する交付決定に付された条件又は第10

に規定する変更の手続きを経た交付決定に付された条件に適合しないと認める場合は、期限を定めて、区市町村に是正と第 14 に規定する事業計画実績報告書の再提出を求めることができる。

(補助金の支払い等)

- 第 16 第 15 に規定する補助金の額の確定の通知を受けて補助金の支払いを受ける区市町村は、補助金請求書（様式第 11）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 第 16 の 1 に規定する補助金請求書の提出を受けた知事は、その内容を審査し、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 17 知事は、次の(1)から(4)までに掲げる場合は、第 15 に規定する補助金の額の確定後も、第 8 に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 区市町村が偽りその他の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 区市町村が補助金を交付目的外の用途に使用した場合
- (3) 第 15 の 1 に規定する審査等の結果、第 6 に規定する事業計画又は第 10 に規定する変更の手続きを経た事業計画及び、第 8 に規定する交付決定に付された条件又は第 10 に規定する変更の手続きを経た交付決定に付された条件に著しく乖離すると認める場合、又は第 15 の 3 に規定する場合において、定められた期限までに是正がない場合
- (4) その他、法令、規則、本要綱及び補助金の交付目的に違反する行為が区市町村にあつた場合
- 2 知事は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、第 8 に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 第 11 に規定する事業計画の中止又は廃止の申請を知事が承認した場合
- (2) 第 12 に規定する事業計画遅延等報告書が提出された場合、又は第 13 の 4 に規定する事業計画の遂行の一部停止を命じた場合で、区市町村が、第 6 に規定する事業計画又は第 10 に規定する変更の手続きを経た事業計画を、第 8 に規定する交付決定に付された条件又は第 10 に規定する変更の手続きを経た交付決定に付された条件に従って予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合
- (3) 天変地異その他第 8 に規定する交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。
- 3 知事は、第 17 の 2 に規定する交付決定の取消しの決定を行った場合は、区市町村に通知するものとする。
- 4 知事は、第 17 の 2 の(3)に掲げる場合で、交付決定の取消しによって特別に必要となつた事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。この

場合の補助率その他の補助金の交付に関しては、その取消しに係る補助金に準ずるものとする。

(1) 第 6 に規定する事業計画又は第 10 に規定する変更の手続きを経た事業計画の遂行に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 第 6 に規定する事業計画又は第 10 に規定する変更の手続きを経た事業計画を遂行するため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

5 知事は、第 8 に規定する交付決定後に生じた事情の変更により、特別の必要が生じた場合は、第 8 に規定する交付決定又は第 10 に規定する変更の手続きを経た交付決定の内容、もしくはこれに付された条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、変更することができない。

#### (補助金の返還)

第 18 知事は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を区市町村に命じるものとする。

(1) 第 15 に規定する補助金の額の確定をしたとき、確定した額を超える補助金が既に交付されている場合

(2) 第 17 の 1 に規定する交付決定の取消しの決定を行った場合

(3) 第 17 の 2 に規定する交付決定の取消しの決定を行った場合

#### (延滞金)

第 19 知事は、第 18 の(1)から(3)までの規定に該当する場合で、定められた期限までに返還を命じた金額の納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

2 区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、区市町村の納付した金額は、第 19 の 1 に規定する延滞金ではなく、返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### (違約加算金)

第 20 知事は、第 18 の (2) の規定に該当する場合は、返還を命じた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）に対して、区市町村が補助金の交付を受けた日から返還を命じられた金額を納付した日までの期間に応じて年利 10.95% の割合で計算した違約加算金を徴するものとする。

2 区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、区市町村の納付した金額は、第 20 の 1 に規定する違約加算金ではなく、返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(その他の補助金等の一時停止等)

第 21 区市町村が第 18 から第 20 までに規定する補助金、延滞金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合で、同種の事務又は事業について知事が交付すべき補助金等がある場合は、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は知事が交付すべき補助金等と、区市町村が納付すべき補助金、延滞金又は違約加算金の未納に係る金額とを相殺するものとする。

(補助金の経理等)

第 22 第 8 に規定する交付決定を受けて補助金の交付を受ける区市町村は、法令、規則、本要綱、予算及び補助金の交付目的に従って、公正かつ有効に補助金を執行しなければならない。

- 2 第 8 に規定する交付決定を受けて補助金の交付を受ける区市町村は、他の経理と区分して補助金の収入額及び支出額を記録し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。
- 3 第 8 に規定する交付決定を受けて補助金の交付を受ける区市町村は、補助金の収入及び支出の内容を証する書類を整理して第 22 の 2 に規定する記録とともに、第 6 に規定する事業計画又は第 10 に規定する変更の手続きを経た事業計画を完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第 23 第 8 に規定する交付決定を受けて補助金の交付を受ける区市町村は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した次の(1)から(6)までに掲げる財産について、常にその管理状況を明らかにできるようにしておくとともに、補助事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

- (1) 不動産
  - (2) 船舶
  - (3) 上記(1)又は(2)の従物
  - (4) 立木
  - (5) 工作物、機械及び器具で、取得金額が 50 万円以上のもの
  - (6) 補助金の交付目的を達成するため特に必要があると東京都が認めるもの
- 2 第 23 の 1 の(1)から(6)までに規定する財産について、廃止し、補助金の交付目的外の用途に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分（以下「処分」という。）をしようとする区市町村は、様式第 12 により知事に申請し、知事から承認（条件付承認を含む。）を受けなければならない。
  - 3 財産を処分するとき、収入があり又はあると見込まれる場合は、知事は、期限を定めて

補助金の全部又は一部の返還を区市町村に命じることができる。

(間接補助金に係る事務処理)

第 24 第 4 に掲げるひきこもり等の状態にある若者等を対象とする相談体制の整備等を、登録団体等への補助金（以下「間接補助金」という。）の交付によって行う区市町村は、次の(1)及び(2)に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 間接補助金に係る補助金交付要綱等を整備すること。

(2) 上記(1)に規定する間接補助金に係る補助金交付要綱等に、本要綱第 13、第 22 及び第 23 に準じた規定を設けること。

2 法令、規則、本要綱、予算及び補助金の交付目的を達成するため、知事は、第 6 に規定する事業計画又は第 10 に規定する変更の手続きを経た事業計画の遂行状況等について、必要に応じて、登録団体等に対して報告を求め、又は東京都職員をして現地調査等を行うことができる。

3 知事は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、第 15 に規定する補助金の額の確定後も、第 8 に規定する区市町村への補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 登録団体等が偽りその他の手段により間接補助金の交付を受けた場合

(2) 登録団体等が間接補助金を交付目的外の用途に使用した場合

(3) その他、法令、規則、本要綱及び補助金の交付目的に違反する行為が登録団体等にあった場合

4 第 24 3 に規定する交付決定の取消し等の決定を行った場合の補助金の返還等の手続きは、第 18 から第 21 までの規定に準じて行うものとする。

(その他)

第 25 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。